

## 沖縄県立芸術大学旧姓・通称名使用取扱要領

令和3年4月1日  
沖芸大要領第2号

(趣旨)

**第1条** この要領は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）の職員の旧姓及び通称の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧姓 婚姻等により戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏をいう。
- (2) 通称 戸籍上の氏名(以下「本名」という。)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの(旧姓を除く。戸籍上の氏名の漢字を新字体・旧字体・俗字体・略字体等に改めた氏名を含む。)をいう。

(使用の要件)

**第3条** 旧姓は、理事長が第6条に規定する職員からの申出を受理した場合に限り、使用することができる。

2 通称は、理事長が第8条に規定する職員からの申出を許可した場合に限り、使用することができる。

(使用できる範囲)

**第4条** 旧姓及び通称は、次に掲げる文書等を除き、使用することができるものとする。

- (1) 税金関係文書(源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書等)
  - (2) 共済事業関係文書(組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事業申込書等)
  - (3) 財形貯蓄関係文書
  - (4) 旅券関係文書
  - (5) 訴訟関係文書
  - (6) 保険関係文書(生命保険、厚生年金、健康保険等の社会保険、雇用保険等)
  - (7) 給与支給関係文書(給与システムを通じて氏名が印字される文書等(職員別給与簿、基準給与簿、給与支給明細書等))
  - (8) その他旧姓又は通称を使用することが困難であり、又はふさわしくないもの
- 2 旧姓の使用を受理された場合は、原則として旧姓のみを使用するものとする。ただし、戸籍上の氏及び旧姓の併記が必要又は事務処理上効率的な文書等については、この限りでない。
- 3 通称の使用を許可された場合は、原則として通称のみを使用するものとする。ただし、本名及び通称の併記が必要又は事務処理上効率的な文書等については、この限りでない。

(旧姓・通称使用担当相談員)

**第5条** 本学に、旧姓及び通称の使用について相談を受け、必要な連絡調整及び周知徹底を行うため、旧姓・通称使用担当相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、総務課長をもって充てる。

(旧姓使用手続)

**第6条** 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申出書(別記様式第1号)により、理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申出の内容が確認できたときは、その申出を受理するものとする。

3 相談員は、前項の規定により申出が受理されたときは、旧姓使用受理通知書(別記様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。

4 職員は、前項の規定による通知に基づき、旧姓を使用するものとする。

(旧姓使用中止手続)

**第7条** 職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 職員は、前項の旧姓使用中止届を提出した時から戸籍上の氏を使用するものとする。

(通称使用手続)

**第8条** 通称の使用を希望する職員は、通称使用申出書(別記様式第4号)により、所属する部局等の長(以下「所属長」という。)を経て、理事長に申し出なければならない。

2 所属長は、前項の規定により申出のあった通称が広く通用している客観的事実及びその教育研究上の有益性について確認するものとする。

3 前項の場合において、所属長は、当該職員に対し確認に必要な書類の提出を求められることができる。

4 理事長は、第1項の規定により申出のあった通称が本名に代えて広く通用し、かつ、その通称を使用することが教育研究上有益であると認めたときは、その申出を許可するものとする。

5 相談員は、前項の規定により申出が許可されたときは、通称使用許可通知書(別記様式第5号)により、当該職員に通知するものとする。

6 職員は、前項の規定による通知に基づき、通称を使用するものとする。

(通称使用中止手続)

**第9条** 職員は、通称の使用を中止するときは、通称使用中止届(別記様式第6号)を提出しなければならない。

2 職員は、前項の通称使用中止届を提出した時から本名を使用するものとする。

#### 附 則 (令和3年4月1日理事長決裁)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に旧姓の使用を認められている職員は、この要領により旧姓の使用の申出を受理されたものとみなす。

3 この要領の施行の際現に沖縄県職員旧姓使用取扱要綱(平成16年3月18日総務部長決裁)の規定により行っている旧姓使用の手続は、この要領により行っているものとみなす。

別記様式第1号（第6条第1項関係）

旧姓使用申出書

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

所 属 ( 専攻)  
職 名  
氏 名  
職員番号

下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

1. 使用する旧姓  
(ローマ字表記)

2. 戸籍上の氏  
(ローマ字表記)

3. 戸籍上の変更年月日 年 月 日

4. 使用開始年月日 年 月 日

別記様式第2号（第6条第3項関係）

旧姓使用受理通知書

年 月 日

殿

旧姓・通称使用担当相談員  
事務局総務課長

年 月 日付で申出のあった旧姓の使用について、下記のとおり受理したので、通知します。

記

1. 使用する旧姓  
（ローマ字表記）

2. 使用開始年月日 年 月 日

別記様式第3号（第7条第1項関係）

旧姓使用中止届

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

所 属 ( 専攻)  
職 名  
氏 名  
職員番号

下記のとおり旧姓の使用を中止するので、届け出ます。

記

1. 中止する旧姓  
(ローマ字表記)
2. 使用する戸籍上の氏  
(ローマ字表記)

通称使用申出書

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

所 属 ( 専攻)  
職 名  
氏 名  
職員番号

下記のとおり通称を使用したいので、申し出ます。

記

1. 使用する通称  
(ローマ字表記)

2. 戸籍上の氏名  
(ローマ字表記)

3. 使用開始年月日 年 月 日

4. 使用する理由

5. 通称が広く通用している客観的事実

---

(部局等における確認欄)

上記の客観的事実及び教育研究上の有益性を確認した。

年 月 日

(所属長名)

別記様式第5号（第8条第5項関係）

通称使用許可通知書

年 月 日

殿

旧姓・通称使用担当相談員  
事務局総務課長

年 月 日付で申出のあった通称の使用について、下記のとおり許可したので、通知します。

記

1. 使用する通称  
（ローマ字表記）

2. 使用開始年月日 年 月 日

別記様式第6号（第9条第1項関係）

通称使用中止届

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

所 属 ( 専攻)  
職 名  
氏 名  
職員番号

下記のとおり通称の使用を中止するので、届け出ます。

記

1. 中止する通称  
(ローマ字表記)
2. 使用する戸籍上の氏名  
(ローマ字表記)